

# いじめ防止

## 基本方針

《令和5年度版》

矢巾町立矢巾中学校

令和5年4月1日

# いじめ防止のための基本方針 (令和5年度版)

矢巾町立矢巾中学校

## I. いじめの問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめ問題の捉え方

生徒一人ひとりにとって、学校生活が安全で安心なものであるためには、生徒同士の好ましい人間関係が構築されていることが大切である。

生徒は自分自身を肯定的な存在としてとらえることにより、落ち着いた学校生活を送れるようになるが、そのためには、自らを肯定するだけでは不十分であり、他者からも肯定的な言動を与えられることが必要である。生徒が相互に他者の人格を受け入れ、認め合う姿勢が醸成されることは、いじめ防止の第一義であり、生徒同士の好ましい人間関係作りに専心することは、学校教育の重要な務めといえる。

一方、思春期の只中にある中学生は、外的な影響に左右されがちであり、心身の状態も揺らぎやすいことから、時に理性や自制心を失うことがある。したがって、生徒間に軋轢や確執、不和等が生じることを想定しながら生徒を見守ることが肝要となる。

しかし、生徒間で、相手の心身に深い傷を負わせてしまうような言動や行為がなされることは、決して許されるものではない。いじめは相手の人格や人権を否定してしまう誤った行為であり、被害を受けた生徒は、その後の人生に暗い影響を引きずってしまうこともある。場合によっては、いじめ問題が命に関わる問題に発展することさえある。このようなことを踏まえたとき、いじめは断じて許さないという、毅然たる態度で対応しなければならない。

本校では、このような考えの下、いじめの防止と予見、初期対応のあり方、解決までの道筋等を明確にしながら、いじめの撲滅に向けて、全ての教職員が全力を挙げて取り組んでいく。

### 2 いじめの定義 (【法第2条】より)

「いじめ」とは、児童(生徒)等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(けんか・ふざけ合い・からかい等含む)

### 3 いじめ対策のための基本概念

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないこと。
- (2) いじめは人間関係のトラブルから始まるため、いじめられた側及びいじめた側双方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要であること。
- (3) いじめは、教師の生徒観や、生徒に対する指導観までもが問われる問題であること。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰行為に抵触することがあること。

## Ⅱ いじめ未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の安住場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己肯定感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが校内で活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせ、更に自らの学びを高めて行こうとする意欲を育む。
- (4) 生徒の豊かな情操と感性を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通して、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 保護者、地域住民及びその他関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自治活動の重要性について認識を深めさせ、生徒会活動に対する積極的な支援を行う。
- (6) いじめの定義に基づき、積極的に認知をすすめ、いじめ見逃しのない取組を行う。

### 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かな態度で接することができる思い遣りの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てると共に、自分との違いや多様性を越えて合意形成ができる能力・態度の育成を図る。
- (4) 「心と体の健康観察」を活用した心のサポート授業などを通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 3 いじめ防止のための組織

本校は、いじめの防止を実効的に行うため、従来からの「(学校生活)サポート会議」と「いじめ問題対策委員会」を開催し、多角的な見地からの情報収集と下記内容を機能させるための手立てを担うものとする。

#### (1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当 特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校生活サポート推進員、及び当該担任、情報発見者、教育委員会相談員、スクールソーシャルワーカー

#### (2) 取組内容

- ① いじめ問題の情報の共有
- ② いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の立案・作成(道徳・全体教育への位置づけ)
- ③ いじめに関わる研修会の企画立案
- ④ 未然防止、早期発見解決へ向けての啓発的取組
- ⑤ アンケート及び教育相談の実施と結果の報告・分析
- ⑥ いじめ防止に関わる生徒の主体的活動の場設定とその推進

#### (3) 開催時期

- ① 定例会議：生活アンケート実施後の開催
- ② 緊急会議：いじめ事案発生の際の開催

### 4 生徒の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事に取り組む。
- (2) 人権の尊重といじめを許さない文化の醸成に取り組む。

### 5 家庭・地域との連携

- (1) 本校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなど広く生徒や保護者、地域への啓発に努める。
- (2) PTA 総会や地区懇談会のなかで、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止の取組について、学級通信や学年・学校通信を通じ保護者に協力を呼びかける。

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 道徳や学年集会、全校朝会及び講演会などの場を用いて、「いじめ」について有識者の意見や見解を紹介する。

## 6 教職員研修

いじめ防止に向けた校内研修を年間計画に位置づけ、積極的な防止策を共有しながら生徒の生活向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会：年2回（7月、12月）
- (2) いじめ問題への取組に関わる自己診断：年10回（毎月15日）

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談できやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築いていけるよう心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮を行う。（学級担任は生活記録ノート内での観察を大切に行う）
- (3) いじめは職員の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後などについても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換を密にしながらその発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関とも定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を適宜行う。

- (1) 生徒対象アンケート：記名式年7回以上
- (2) 保護者対象調査：年1回以上
- (3) 教育相談での聞き取り調査：年2回（1・2学期1回）

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒にとって、教職員や保護者に相談することには勇気が伴っていることに留意しなければならない。場合によっては、相談することでいじめがエスカレートすることがあることを十分に認識し、相談を受けた後の対応には細心の注意を払うことが肝要である。

本校におけるいじめの相談窓口は下記の通りとする。

- 日常のいじめ相談：全教職員
- 専門的窓口：スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- 校内窓口：生徒指導主事、養護教諭・教育相談コーディネーター
- 対外的な窓口：副校長

#### Ⅳ いじめの問題に対する対応

##### 1 対応の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が個人的に対応することなく、校内で組織的に対応する。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考える。
- (3) いじめをおこなっている生徒には、直ちにその行為をやめるよう毅然とした態度で指導にあたる。
- (4) 問題の解決にあたっては、いじめをおこなっている生徒の謝罪や責任を問うことにとらわれることなく、生徒の人格成長と今後の好ましい人間関係の構築に主眼を置く。
- (5) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関との連携も視野に入れながら、適宜対応にあたる。

##### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ、いじめを受けている生徒の身の安全を確保する。
- (2) 当該生徒及び関係生徒から丁寧な聞き取りを行い、事実関係を明らかにする。
- (3) 速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の共通理解のもと、役割分担を明確にしながら問題の解決にあたる。
- (4) 当該事案が校内での生徒指導の範疇で対応すべきものか、関係機関や警察等へ通報を要する案件であるかを判断する。
- (5) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、いじめられている生徒を守り抜く。
- (6) いじめ行為の再発防止のため、いじめを行った生徒及びその保護者への適切な指導と助言を継続的に行っていく。
- (7) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を残さないよう、複数の教職員で継続的に見守りを行う。また、必要があると認められるときには、保護者の了承を得ながら、別教室を用意するなど、学習環境を整える。
- (8) いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の心のケアのため、スク

- ールカウンセラーや養護教諭等による指導や支援も考慮する。
- (9) 教育上必要があると認めた場合には、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対し厳正に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを目撃した全ての生徒に対し、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 当該集団で話し合うなどして、いじめを絶対に許さず、その集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 生徒一人ひとりが、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び紫波警察署または矢巾交番と連携した対応を行う。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットなどを通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、状況を確認の上、職員全体で情報共有するとともに、被害の拡大を防ぐため町教育委員会と連携しながら、当該サイトを運営するプロバイダに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の名誉、生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに紫波警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) パソコン・携帯電話やスマートフォンなど、家庭におけるインターネットの利用にあたっては、フィルタリングの設定や使用上のルール作りなど、適切な使い方について家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対応

### 1 重大事態とは【法第28条①】

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認められる場合（疑われる場合を含む）。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事実が認められた場合（疑われる場合を含む）。

### 2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、その後の指導を仰ぐ。

### 3 重大事態の調査

#### ◆学校が調査の主体となる場合

町教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応するものとする。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、複数の情報を照合しながら、事実関係を可能な限り速やかに明らかにする。
- (3) 調査結果は必ず町教育委員会に報告する。
- (4) 調査によって明らかになった事実について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、その経過報告を含め、適時・適切な方法によって情報提供を行う。ただし、関係者の個人情報については細心の注意を払う。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を十分に配慮しながら、明らかになった事実を、保護者説明会などを通じて全ての保護者に説明すると共に、事態の解決と収束に向けての協力を依頼する。
- (6) 「いじめ対策委員会」で再発の防止策をまとめ、二度と繰り返されない体制づくりに全力で取り組む。

#### ◆町教育委員会が調査の主体となる場合

町教育委員会の指示のもと、資料の提出・調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、望ましい人間関係の構築やいじめ防止等に十分に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌の適正化や校内組織の整備、業務の見直しなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及びその取組について、保護者及び地域に公開し、諸活動や説明会への理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を整備していく。